

受動喫煙防止条例案を公表 諏訪市が意見公募

行政・政治 2022年7月8日 6時00分



諏訪市は、来年4月施行を目指す「受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例」の素案を公表し、15日までパブリックコメント（意見公募）を行っている。市と市民、保護者、事業者の責務を明文化したほか、屋外の一定区域を全面禁煙にする「重点区域」を指定する規定を盛り込んだ。条例案は市議会9月定例会に提出する方針だ。

条例制定は、金子ゆかり市長が市長2期目のマニフェストに掲げた取り組みの一つ。条例案によると、市や事業者は受動喫煙を防止する環境の整備に努める。市民は喫煙の際に周囲の状況に配慮し、20歳未満の近くで喫煙をしないことを努力義務とした。大人への意思表示が難しい未成年者の受動喫煙を防ぐため、保護者の責務も明確化し、受動喫煙防止の取り組みを求めた。

重点区域の指定と解除は市長の権限とし、区域内を禁煙とする。市は「ランドマークとなる観光地」を念頭に指定する考えで、議会議決後、区域案を示し、地域住民や事業者の意見を聞き、市健康づくり推進協議会に諮って来年4月までに決めたい考えだ。

素案はたばこ事業者や観光事業者の意見を聞き、健康づくり推進協議会が行ったアンケート結果を踏まえて作成した。喫煙は改正健康増進法に基づき、紙巻きなど燃焼を伴うたばこに加え、近年普及が進む加熱式たばこも対象とした。違反への罰則規定は「啓発を通じて思いやりと健康のまちをつくっていききたい」として見送った。

市健康推進課によると、路上喫煙や受動喫煙を防止する条例は長野市と松本市、箕輪町が制定している。市は条例案可決後、啓発活動や禁煙希望者を支援する事業に乗り出す構え。濱秀憲課長は「たばこを吸う人を排除する条例ではなく、望まない受動喫煙に伴う健康被害を防止する条例。健康推進の立場から禁煙支援にも取り組みたい」としている。

条例案は市ホームページ、市役所1階ロビー、各地区公民館などで閲覧できる。意見の提出は持参、ファクス、メールで市健康推進課（電話0266・52・4141、ファクス0266・58・0019、メールkenkoushien@city.suwa.lg.jp）へ。